

第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

氏名

氏名

生年月日

生年月日

年 月 日生

年 月 日生

伊達市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に基づき、上記のものは、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束し、本市においてパートナーシップの関係にあることを宣誓したことを証します。

年 月 日

伊達市長

次の者は、パートナーシップにある者と互いに家族として協力し合うことを約束し、本市においてファミリーシップの関係にあることを宣誓したことを証します。

氏名

氏名

生年月日

年 月 日生

生年月日

年 月 日生

氏名

氏名

生年月日

年 月 日生

生年月日

年 月 日生

留意事項

1. この証明書は、伊達市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の趣旨に従って取扱ってください。なお、この証明書は法的効力を有するものではありませんので十分にご理解ください。
2. 次の場合は、証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）を返還してください。
 - (1)宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。ただし、双方の意思によることができない特別な事情がある場合は、その限りではない。
 - (2)宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき（一時的な場合又は単身赴任や施設入所等のやむを得ない事情を除く）。
 - (3)一方の死亡後に新たなパートナーシップを宣誓するとき。
 - (4)その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。
3. 次の場合は、宣誓を無効とします。
 - (1)宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
 - (2)宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (3)（一方又は双方が転入予定として宣誓した場合）転入日から1か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき。
 - (4)証明書等の不正使用や（証明書等の複製、改ざん等を含む）や濫用、もしくは公序良俗に反する使用が発覚したとき。
4. 返還され、又は無効とした証明書等の交付番号を公表することがあります。

【特記事項】 通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載